

とちぎの「オフィス等立地補助制度」

本社機能等立地支援補助金

〈目的〉

- ・栃木県内に新たに本社機能等を設置する企業を対象に賃借料を補助

〈補助要件〉

- ・次のいずれかに該当すること
 - ① **地域再生法の「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けた事業者**
 - ② **県外に本社のある企業（直近決算期の売上高100億円超の企業に限る）**
- ※賃借料に係る契約を締結する前に、「整備計画」の認定及び事前届出書を提出すること

- ・補助額：賃借料の2/3以内
- ・限度額：500万円/年
- ・補助期間：3年間

オフィス移転推進補助金

〈目的〉

- ・栃木県外に本社を置き、栃木県内にオフィスを設置する企業を対象に賃借料を補助

〈補助要件〉

- ・次の要件を全て備えていること
 - ① **県外に本社を置く企業であること**
 - ② **リモートワーク推進のため、地方へ移転や分散を図るために設置するオフィスであること**
 - ③ **賃借期間が原則、2年以上であること**
- ※賃借料に係る契約を締結する前に、事前届出書を提出すること

- ・補助額：賃借料の2/3以内
- ・限度額：300万円/年
- ・補助期間：3年間